

申告書記入時の注意

1 はじめに

本申告書は、高収益作物次期作支援交付金の申請額を算定するに当たって必ず提出が必要です。算定の結果、申請額が0円になる等申請を行うことができない場合も原則提出が必要となります。

なお、本申告書を記入する際に基になった帳簿や伝票等の証拠書類の提出は不要ですが、5年間保管の上、事業実施主体（市）からの求めに応じて提出できるようにしてください。

2 記入方法

前年作及び今年作の売上が分かる書類を用意し、同封の申告書記入例に従い記入してください。

- ※ 売上が分かる書類：出荷伝票，出荷先からの売上明細，手持ちの帳簿，通帳等
- ※ JA 鈴鹿へ白ネギ，はくさい，カボチャを出荷している場合は，この3品目に関する売上等のデータはJAで用意しますので，JA担当者へお尋ねください。

記入・提出が必要な様式

	様式名	対象者
<input type="checkbox"/>	総括表	全員（取り下げる方含む）
<input type="checkbox"/>	様式甲	5万円/10aに取り組む方
<input type="checkbox"/>	様式乙	80万円/10aに取り組む方
<input type="checkbox"/>	様式丙	25万円/10aに取り組む方
<input type="checkbox"/>	様式戊	様式甲，乙，丙の2つ以上取り組む方
<input type="checkbox"/>	様式丁	厳選出荷（2,200円/1人・1日）に取り組む方

例えば、令和2年2～4月に施設野菜（イチゴ等）を出荷し、同じ施設で次期作として施設花きを作付けした場合、次期作が該当する（80万円/10aに対応する）様式である「様式乙」を使用します。

（裏面あり）

3 注意点

○品目の分類

当初	野菜，花き，果樹の大きな分類
見直し後	キャベツ，マンゴー，切り花（輪ギク）等の具体的品目に細分化

※ 花き（植木含む）など，品目が多岐にわたる場合は，「花木（サツキ等）」や「鉢もの（シクラメン等）」のように品種と代表的品目を括弧書きで1つ記入してください。

○売上を算出するための出荷期間の考え方

今年作	令和2年2月以降の出荷月から出荷が終わった月まで （出荷が続いている場合は売上が確認できる直近月まで）
前年作	今年作と同じ時期

※ 今年作と前年作は，同じ条件で売上を比較する。

○消費税の取扱

花き（植木）については，前年と今年で消費税率が異なります。売上を比較する際は前年の消費税分を補正して比較してください。

例) 前年売上 648 万円（税込※8%）今年売上 440 万円（税込※10%）
減収額 648 万円－440 万円＝208 万円 ではなく
660 万円－440 万円＝220 万円 となる

○花き（植木）で5万円/10a及び80万円/10aの両方に取り組む場合

施設内で栽培している花きと，露地で栽培している花きで，売上の区分ができない等施設花きの売上の減少額を算定できない場合，①減収額は様式甲へ一括して記入し，②作付面積に対する金額③次期作に取り組む面積に対応する金額は，それぞれ対応する金額を様式甲と乙へ記入してください。

ご自身で申告書の記入が困難な場合は，事前に鈴鹿市農林水産課（059-382-9017）へ電話で来庁日時を予約の上，前年作及び今年作の売上が分かる書類を持参して農林水産課窓口（市役所本館7階）へお越しください。

個別の事例で判断に迷った際は，市では判断ができないため，

○東海農政局 生産部 園芸特産課 052-223-4624

○東海農政局 三重県拠点 地方参事官室 059-228-3151

○農林水産省 生産局 園芸作物課（制度全般）03-6744-2424

へお問合せいただきますようお願いいたします。